

協調支援型特別保証

1 保証対象者

以下の(1)または(2)のいずれかに該当する中小企業者。

2 資格要件

- (1) 申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上(融資期間12か月以上)のプロパー融資を受けること。
- (2) 申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行および進捗の報告を行うこと。

3 保証限度額

個人・会社	2億8,000万円
組 合	4億8,000万円

4 資金使途

事業資金

5 保証期間

一括返済の場合	1 年以内
分割返済の場合	1 0 年以内(据置期間は運転資金 1 年以内、設備資金および運転設備資金3年以内)

6 その他

通常の申込書類
 申込人資格要件申告書兼誓約書
 資格要件(2)については、経営行動計画書

【申込人資格要件申告書兼誓約書】

令和7年5月14日 提出

年 月 日

信州福祉協会 様中

「協議支援型特別保証制度」 申込人資格要件申告書兼誓約書

姓 名
(申込人) 漢 名
姓 名
漢字読み

【誓約事項】 保証料納付（注）の要件を満たす場合、但し（注）が適用されない場合は適用することとします。（注）

（注）「協議支援型特別保証制度」が適用される場合、申込期間中に、平成30年1月1日～令和7年4月30日の間に保証料納付が完了する。ただし、申込期間中に完了しなかった場合は保証料を免除する旨を誓約書に記述することとする。

【誓約事項】 次の事項の（1）または（2）のいずれかに該当すること。

保証	保 証												
☐ 申込金額納付の金額に上乗せする保証料の金額の合計が申込時に「申込保証料の総額額面」の「上限上（保証期間終了時未満）」の2つより大きい金額を受けること。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">申込金額（注）</td> <td style="width: 20%;">保証料付フロンティア保証料（注）</td> <td style="width: 40%;">（注）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">円</td> <td style="text-align: center;">か月</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">保証料付フロンティア総額面（注）</td> <td style="text-align: center;">円／申込総額（注）</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: center;">% 2010%</td> </tr> </table>	申込金額（注）	保証料付フロンティア保証料（注）	（注）	円	円	か月	保証料付フロンティア総額面（注）		円／申込総額（注）			% 2010%
申込金額（注）	保証料付フロンティア保証料（注）	（注）											
円	円	か月											
保証料付フロンティア総額面（注）		円／申込総額（注）											
		% 2010%											

（注）「注」の欄は、注1と注2の両方の適用が認められる場合は適用する限り以下に適用することとし、注1、注2、または注2の適用に限りすることとする。

（2）

保証	保 証
☐ 「申込金額納付の生活を受けつづ、自ら社会行動計画の策定並びに計画の実行及び活動の継続を行うこと。	

【保証料納付の金額】 申込書所載の申込書兼誓約書の記入内容に基づいて算出され、記載されていることとこの通りとする。

保証料計算月	保証料計算期	保証料計算日	申込金額	その保証額	金融機関申込元金	利息発生
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日				

上記申込人が「協議支援型特別保証制度」に規定する申込人資格要件に該当していることを確認しました。
 なお、誓約1（注）が適用される場合、上記に記されているフロンティア保証料は、申込保証料の総額額面に算入することとする。

申込金額納付の誓約書（保証料計算書）を提出する旨を記入した申込書の添付書類（「誓約書」等）を3月

年 月 日

信州福祉協会 代表者

【経営行動計画書】

[illegible]

■取扱期間

本制度の取扱期間は、令和7年3月14日から令和10年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けしたものととなります。

■信用保証料及び信用保証料補助

資格要件(1)については、借入金額に対し以下の表1～表3に定める料率を適用し、各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助します。なお、適用する料率表については信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)に応じて決定し、申込日が令和7年3月14日から令和8年3月31日までは表1、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは表2、令和9年4月1日から令和10年3月31日までは表3とします。

資格要件(2)については、借入金額に対し次の表3に定める料率を適用し、補助区分欄に掲げる率に相当する額を国が補助します。

ただし、条件変更に伴い追加で生じる信用保証料については国の補助の対象外となります。

表 1

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国の補助 (%)	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担 (%)	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

表 2

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国の補助 (%)	0.63	0.58	0.51	0.45	0.38	0.33	0.26	0.20	0.15
事業者負担 (%)	1.27	1.17	1.04	0.90	0.77	0.67	0.54	0.40	0.30

表 3

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
国の補助 (%)	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者負担 (%)	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34